

川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託仕様書

第一編 総 則

1 委託業務名

川口市一般廃棄物処理基本計画等策定業務委託

2 業務内容

本仕様書及び業務委託契約細目に従って、川口市一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画案、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実施計画案を策定し、成果物を納入するもの。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

4 定義

本仕様書及び業務委託契約細目において、川口市を「発注者」、業務の受託事業者を「受注者」と言う。

5 関係法令等の準拠

受注者は、業務の実施にあたり最高の理論、技術を発揮し、契約書、業務委託契約細目及び本仕様書のほか、諸法令、条例、規則、関係通知等に準拠して業務を遂行するものとする。

6 疑義の解釈等

- (1) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者、受注者協議のうえ、これを定める。
- (2) 本仕様書に明記のない事項は、発注者、受注者協議のうえ、これを定める。
- (3) 上記(1)、(2)の協議については、協議結果を議事録に記録すること。

7 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は受注者が行わなければならない。但し、発注者が所有する本業務の遂行上必要な資料については、発注者が受注者に貸与することができる。この場合、受注者は借用リストを発注者に提出しなければならない。また、業務完了とともに速やかに発注者に貸与資料を返却するものとし、資料の複写や目的外での使用を禁止する。

8 提出書類

- (1) 受注者は契約締結後、次に定める書類を速やかに作成し、発注者に提出するとともに、発注者の承認を得るものとする。

- ① 着手届
 - ② 作業行程表
 - ③ 管理技術者届（経歴書・資格者証の写し）
 - ④ 担当者一覧表
 - ⑤ その他必要な書類
- (2) 受注者は第1項において承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を得るものとする。

9 技術者の配置

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 前項の技術者の内、1名を管理技術者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わせるものとする。
- (3) 第1項に定める技術者の内、1名以上は技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第2条に規定される衛生工学部門の技術士とする。
- (4) 発注者は、業務の執行上、管理技術者等が不適當であると認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができる。その場合、受注者は速やかに新たな担当者を選出し、書面により発注者に通知すること。

10 打ち合わせ及び記録

- (1) 受注者は、業務の着手にあたり、発注者と十分な打ち合わせを行い、また、業務中にも緊密な連絡をとり、積極的に本業務達成に努めるものとする。
- (2) 受注者は、発注者と打ち合わせ若しくは協議を実施したときは、その都度記録書を作成のうえ、発注者に提出し、発注者、受注者相互に確認するものとする。

11 守秘及び中立性の義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。また、発注者の正当な利益を擁護するとともに、受注者のコンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

12 権利の帰属

本業務に基づく成果物及び作業行程において作成された資料等に対する一切の権利は、発注者に帰属する。従って、受注者がこれら成果物等を第三者に提供し、又は内容を転載する際は、その都度、発注者の承諾を得なければならない。

13 関係官公庁との協議

受注者は、発注者の要請があったときは、関係官公庁との協議、打ち合わせ

等をはじめ、関係機関等との会議の開催に必要な説明資料等の作成及び出席について、誠意をもってこれにあたらなければならない。

14 国の動向の把握

受注者は、あらゆる機会を通じ、本業務に関連する国の法整備等に関する動向の把握に努めるものとする。

15 他の計画との整合性

一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画（以下、各計画）の策定にあたっては、国、県及び発注者が策定する他の計画、指針等と整合性を持たせなければならない。

16 作業報告等

業務の進捗状況については、適宜、本市担当者に報告し、必要に応じて報告書等を提出することとする。業務の一部変更や、業務に直接付随する事項等の追加が生じた場合は、その都度対応を図ることとする。なお、業務の完了後に誤り等が発見された場合は、直ちに修正及び追加を行うものとする。

17 成果物の審査

受注者は、成果物について発注者の審査を受けなければならない。その結果、訂正を指示されたものについては訂正するものとする。

また、審査後であっても成果物に不適合がある場合は、次のとおり受注者はすみやかに訂正しなければならない。

- (1) 受注者の責に伴う業務の瑕疵（落丁、汚れ、破れ等）があったとき。
- (2) 記入漏れ、不備又は、誤記等が発見されたとき。

18 成果物の納入

受注者は、成果物の審査に合格後、次の成果物を納入することとする。なお、成果物に係る一切の権利は、市に帰属する。

(1) 一般廃棄物処理基本計画書

- ① 本書：A4版 表紙4色デザインあり、本文1色、100頁程度、製本20部、ファイル版1部、CD-ROM一式
- ② 概要版：A4版 表紙4色デザインあり、本文1色、12頁程度、製本100部、ファイル版1部、CD-ROM一式

(2) 災害廃棄物処理計画書

- ① 本書：A4版 表紙4色デザインあり、本文1色、100頁程度、製本20部、ファイル版1部、CD-ROM一式
- ② 概要版：A4版 表紙4色デザインあり、本文1色、12頁程度、製本100部、ファイル版1部、CD-ROM一式

(3) 一般廃棄物処理実施計画案

- ① 本 書：A4版製本1部、ファイル版1部、CD-ROM一式
※ホチキス留め可

(4) 災害廃棄物処理実施計画案

- ① 本 書：A4版製本1部、ファイル版1部、CD-ROM一式
※ホチキス留め可

(5) 資料集（一般廃棄物処理基本計画書及び一般廃棄物処理実施計画案、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実施計画案の作成に関するもの）

- ① 本 書：A4版製本20部、ファイル版1部、CD-ROM一式
※ホチキス留め可

※各CD-ROMは「発注者」指定の機種及びソフトに対応したものとする。

19 納品場所

納品場所は川口市環境部資源循環課（川口市朝日4-21-33リサイクルプラザ2階）とする。

20 業務の完了及び引き渡し

本業務は、定められた項目の業務が全て完了し、定められた報告書を提出し、検査に合格した時をもって、業務の完了及び引き渡しとする。

21 支払い方法

契約金は、完了検査合格後に一括支払いとする。

第二編 業務内容

第一章 概要

1 基本計画等策定業務の目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく川口市一般廃棄物処理基本計画及び川口市災害廃棄物処理計画について、廃棄物を取り巻く情勢の変化や、本市の廃棄物の現状及び推移等を踏まえ、各計画の各項目全般を見直し、改定することを目的としている。一般廃棄物処理基本計画は、総論、ごみ処理編及び生活排水処理編で構成し、災害廃棄物処理計画は別冊とする。

業務にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画策定にあたっての指針について」（平成2年10月8日付衛環200号）、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）に基づき策定すること。

また、国の循環型社会形成推進基本計画や埼玉県第9次埼玉県廃棄物処理基本計画をはじめとした関連計画等との整合を図ること。

さらに、策定にあたっては、廃棄物をめぐる今後の社会情勢や関係する法令及び国の方針等を踏まえ、長期展望と環境や資源の保全の視点に立って計画の検討を行うものとする。

2 計画対象期間

令和8年度から令和22年度

3 計画対象区域

川口市全域

4 計画の位置付け

各計画は、長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物の適正処理を推進するための基本方針、廃棄物の排出抑制及び、発生から最終処分に至るまでの一般廃棄物の減量、再資源化及び適正な処理等を進めるために必要な基本的事項を定めたものにする。

5 上位計画等との整合

一般廃棄物処理基本計画は、市政の最上位計画の第5次川口市総合計画及び、本市環境行政の最上位計画の第3次川口市環境基本計画、災害廃棄物処理計画は、災害廃棄物対策指針及び川口市地域防災計画に則して策定すること。

また、生活排水処理編については、埼玉県生活排水処理施設整備構想との整合を図るとともに、下水道事業に関し本市の下水道計画の上位計画である埼玉県の「荒川流域別下水道整備総合計画」中の「荒川左岸南部流域下水道」及び、「中川流域別下水道整備総合計画」中の「中川流域下水道」の両計画並びに、本市の下水道整備計画と齟齬のないよう策定すること。

なお、災害廃棄物処理計画については、第8次川口市一般廃棄物処理基本計画に則して策定すること。

6 現在の計画における事業の評価等

市が提供するごみ量、ごみ処理経費等の資料に基づき、現在の計画における各事業の評価及び課題の抽出を行うこと。

7 計算根拠等の記載

各計画の策定に係わり使用した資料、将来予測及び目標数値等の計算根拠等については、すべて明確にし、資料集に記載すること。

8 審議会等に係る支援

各計画の策定に関する川口市廃棄物対策審議会等における審議について、発注者から指示があった場合は、会議への出席、説明及び資料作成等の支援を行うものとする。会議の開催は、3回程度を予定している。

また、市役所部内検討会等についても同様に、発注者から指示があった場合は、会議への出席、説明及び資料作成等の支援を行うものとする。検討会等の開催は、5回程度を予定している。

審議会等の開催（予定）

第1回 令和7年7月

第2回 令和7年10月

第3回 令和8年1月

検討会等の開催（予定）

第1回 令和7年6月

第2回 令和7年8月

第3回 令和7年9月

第4回 令和7年11月

第5回 令和7年12月

9 組成分析調査に係る支援

居住形態別に家庭系ごみ（一般ごみ）の排出状況及び減量化・資源化可能物

の購入状況等について確認し、効果的な施策への展開やごみ排出量の将来推計のための基礎情報とすることを目的として、組成調査を実施する。なお、試料の収集・搬入、調査場所の設定、調査後の試料の処分は本市で実施する。

(1) 調査対象

家庭系ごみ（一般ごみ）を対象とし、新興住宅地（近年開発された戸建住宅地）、既存住宅地（古くからある戸建住宅地）、集合住宅、単身世帯住宅の4地域を対象とし、2季（春季／秋季を想定する）で実施する。

調査検体はいずれも100kg程度を想定し、縮分のうえ（50kgまで）、分析を実施する。

(2) 調査項目

全ての調査検体で湿重量、かさ比重の測定を行う。

(3) 調査分類

50品目程度の分類を想定する。

10 市民意識調査に係る支援

基本計画の策定に関して発注者が実施する市民向けアンケートについて、文書の発送及び概要資料等を作成し、市民等から寄せられた意見を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

(1) 調査の概要

市内に住所を有する住民のうち、満18歳以上の市民1,500人を無作為に抽出するアンケートの実施。

発送後、回答期限後未回答の者に対して回答の督促状を発送する。

(2) 実施期間

調査の実施期間は、発送日から10日～2週間程度を回答期間として設定する。

(3) 調査票等の印刷

調査票、返信用封筒及びそれらを発送する封筒については、すべて受注者の負担において印刷を行うものとする。

(4) 発送・返送に係る郵送事務等

調査票の発送・返送に係る郵送の手続については、すべて受注者の負担において行うものとする。また、郵送料金についても、すべて受注者が負担する。

(5) 業務の内容

① 調査票の検討・制作支援

調査票について、質問項目等の内容に関する検討を行い、設計・制作を支援する。

② 回答データのとりまとめ・分析

返送されてきた調査票について、回答の内容や傾向を整理・分析・把握する。

③ 回答データの分析及び調査報告書の作成

回答データの分析・調査結果について、結果報告書を取りまとめ、本業務の最終成果物である一般廃棄物処理基本計画とは別に先行して提出する。

提出物については、A4製本(ホッチキス留めのみの簡易製本でも可)を5部、電子データ(Microsoft Word 及び Microsoft Excel で作成されたもの及びその PDF ファイルとする。)を格納した CD-ROM とする。

11 事業系一般廃棄物の減量計画書分析に係る支援

事業の用途に供する部分の床面積が、3,000㎡以上の建築物の所有者は、当該建築物から発生した過去1年間の廃棄物の発生量、減量化・資源化の実績及びこれから1年間の発生予測量と減量化・資源化の計画を立て、「事業系一般廃棄物減計画書(様式第5号)」(以下「減量計画書」という。)の提出を義務としている。基本計画の策定に関して発注者が実施する事業系一般廃棄物の減量計画書について、内容を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。

(1) 調査の概要

事業者によるごみの減量及び資源化の推進に向けた取組等について、その実態及び傾向を把握するために、過去3年間(令和4年度～令和6年度)の減量計画書を分析し、課題の抽出・整理を行う。(※緊急事態宣言が発出されていた令和3年度よりも後の事業活動の推移を確認することを目的とする)

(2) 業務の内容

① 減量計画書のとりまとめ・分析

減量計画書について、計画内容や傾向を整理・分析・把握をする。

② 減量計画書の分析結果を調査報告書にする

分析・調査結果について、結果報告書を取りまとめ、本業務の最終成果物である一般廃棄物処理基本計画とは別に先行して提出する。

提出物については、A4製本(ホッチキス留めのみの簡易製本でも可)を5部、電子データ(Microsoft Word 及び Microsoft Excel で作成されたもの及びその PDF ファイルとする。)を格納した CD-ROM とする。

12 パブリックコメント等に係る支援

各計画の策定に関して発注者が実施するパブリックコメントについて、概要資料等を作成し、市民等から寄せられた意見を集計・分析するとともに、対応方法に関する助言等の支援を行うものとする。また、特別委員会についても、概要資料等を作成すること。

①パブリックコメント用

A 4 版 1 5 0 部 白黒 ホチキス留め可

②特別委員会用

A 4 版 1 0 0 部 白黒 ホチキス留め可

13 その他

基本計画の策定にあたっては、図表やイラストを活用し、分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

第二章 ごみ処理計画の改定

廃棄物を取り巻く地域の特性及び一般廃棄物処理の処理・処分実態と今後の社会、経済情勢、地域の開発計画及び市民の要望を十分に踏まえ、中・長期的、総合的な観点から、一般廃棄物処理計画の基本方針を明確にすることを目的とし、基本計画として取りまとめを行う。

1 ごみ処理に関する基礎的事項の把握

ごみ処理の対象地域の現状把握のために、地域の特性に係る事項、ごみ処理の現況に係る事項、ごみ処理行政等に係る動向について調査・把握する。

(1) 地域の特性に係る事項

既存データに基づき、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画（総合計画、その他関連計画）について、川口市及びそれを取り巻く現状と将来予測を次に掲げる項目で整理するものとする。なお、将来予測については、「第5次川口市総合計画」における数値を使用する。

- ①川口市の位置・地理的特性等
- ②人口動態
- ③産業構造とその動向
- ④土地利用・都市計画
- ⑤生活環境
- ⑥財政
- ⑦川口市の基本構想、その他の計画
- ⑧国、県及び市町村における計画、法令整備動向等
- ⑨その他

(2) ごみ処理の現況に係る事項

既存データに基づき、本市におけるごみの収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

①ごみの種類別発生量の現況

家庭系ごみ及び事業系ごみについて、原則、過去5ヵ年以上の実績により種類毎に発生量を把握し、ごみの種類別発生量の現状について整理・検討する。

②ごみの性状

ごみの種類別の組成について、本委託内での組成分析調査の結果及び過去の同様の調査結果を基に、ごみ質の地域特性を確認するなど、ごみの性状について把握・整理する。

③ごみ処理体制

ごみの排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運

営管理等、ごみ処理体制について把握・整理する。

④ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分等の状況について、原則、過去5ヵ年以上の実績を把握・整理する。また、近年の実績をフローチャート等で図示する。また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、原則、過去5ヵ年以上の実績を把握・整理する。

(3) ごみ処理の課題の抽出・整理に係る事項

既存データに基づき、ごみ処理行政や関係法令等の動向について整理する。

①ごみ処理行政の動向

国、埼玉県、近隣自治体におけるごみ処理行政の動向について整理する。

②関係法令等の動向

ごみ処理に関する法令、国や埼玉県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全、都市計画等のごみ処理に関する法令の整理を行う。

2 ごみ処理の課題の抽出と整理

第7次川口市一般廃棄物処理基本計画について総括、評価することで、ごみ処理の課題を抽出・整理する。

(1) 現計画に係る総括と評価

総括、評価の整理結果に基づき、ごみ処理システムについて、循環型社会形成面、公共サービス面、環境負荷面、経済面等について評価する。評価は、現計画での目標値、国の目標値、全国・都道府県・類似自治体の平均値等の組み合わせによって行い、評価項目や数値化に関しては、平成19年6月に環境省が公表（平成25年4月に改訂）した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を参考とする。また、ごみ処理実績とは別に、これまで取り組んできた施策の進捗、効果についても評価する。

(2) 課題の抽出

これまでの実績、実績に対する評価、施策の取組状況の評価に基づき、排出抑制、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費等のごみ処理行政の課題、市民、事業者に見込む役割に関する課題について分析し、整理する。

3 ごみ処理基本計画の基本方針等

関係法令、上位計画、他の関連計画等の内容との整合を図り、ごみ処理基本計画の基本方針、計画期間・目標年次等を設定する。なお、上位、下位に関わらず、先行している関連計画等との整合を考慮する。

(1) 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針を設定する。

(2) 他の計画との関連

関係法令、上位計画、本市の関連計画との関係について整理する。

(3) 計画期間・目標年次

計画期間・目標年次は、原則、計画策定時から10～15年後とし、5年程度の期間で中間目標年次を設定する。

4 ごみ処理基本計画及び実施計画案の策定

「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に基づき、本市及びそれを取り巻く現状、将来予測及び課題を整理する。概ねごみの発生量及び処理量の見込み、ごみの発生抑制のための施策、再生利用に応じたごみの種類及び分別の区分等について検討し、ごみ処理計画を策定する。なお、本市における処理施設及び体制、ごみ処理経費についても考慮する。

(1) ごみの発生量及び処理量の見込み

現況のごみの排出量を収集形態別に、家庭系ごみ及び事業系ごみ、ごみの種類等に整理し、発生源別に排出の分析を行う。さらに、人口統計、産業構造等を考慮して、将来の計画目標年次に至るまでのごみの減量化・再生利用量、排出量等をごみの種類別に推計する。

(2) ごみの発生抑制のための施策

市民、事業者、本市の各主体に応じた施策について検討する。

(3) 再生利用に応じたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所の排出段階で、排出者が容易に再生利用の可否が判別できるよう分別区分等の検討を行う。なお、計画目標年次におけるごみの発生量及び排出抑制量、資源化量、処理量等を推計する。

(4) 本市のごみ処理施設及び体制、ごみ処理経費

関連計画「川口市一般廃棄物処理施設整備基本計画」に基づき、先行する戸塚環境センター施設整備工事や朝日環境センター大規模改修工事等を考慮する。ごみ処理経費は、ごみ処理施設及び体制や本市の財政事情等を分析し、安定処理、適正処理を維持した経費削減について検討する。

(5) ごみ処理計画の策定

処理計画の策定は、数値による推計に努め、「発生抑制・再資源化計画」、「収集・運搬計画」、「中間処理計画」、「最終処分計画」、「その他」の項目について詳細な施策を検討する。なお、目標年次に至るまでの処理計画の内容は、ごみの種類別、処理主体別に、現行の処理計画の内容を踏まえ策定し、その内容を単年度毎にした一般廃棄物処理実施計画案も併せて策定する。

(6) ごみ処理計画の施策管理

施策管理について、本市が保有する既存の I T ツール等を活用した分析・調査等の手法について検討する。

第三章 食品ロス削減推進計画の策定

令和 5 年度に実施した「プラスチック使用製品廃棄物及び食品廃棄物に係る排出実態調査」(本市環境部環境施設課令和 6 年 3 月)の結果を活用し、食品ロス削減推進計画を策定する。内容は「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和 2 年 3 月 31 日閣議決定)を踏まえ、次に掲げる項目で整理し、ごみ処理計画に内包する。

1 食品ロスの現況と課題

食品ロスの現況は、ごみ処理計画の策定に伴う基礎的事項を踏まえ把握し、同課題は、ごみ処理の課題とともに抽出し、整理する。

2 食品ロスの削減目標

食品ロスの削減目標は、ごみ処理計画の策定に伴う基本方針等や食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を踏まえ、令和 5 年度に実施した「プラスチック使用製品廃棄物及び食品廃棄物に係る排出実態調査」の結果等から分析する。

3 削減目標達成のための基本方針と施策

ごみ処理計画との整合を考慮する。

第四章 生活排水処理基本計画の改定

生活排水を取り巻く地域の特性及び一般廃棄物の処理・処分実態と今後の社会、経済情勢、地域の開発計画及び市民の要望を十分に踏まえ、中・長期的、総合的な観点から、生活排水処理基本計画の基本方針を明確にすることを目的とし、基本計画として取りまとめを行う。

1 生活排水に関する基礎的事項の把握

生活排水処理の対象地域の現状把握のために、地域の特性に係る事項、生活排水処理の現況に係る事項、生活排水処理等に係る動向について調査・把握する。

(1) 地域の特性に係る事項

既存データに基づき、地理的・地形的特性、気候的特性、人口動態・分布、産業動向、土地利用状況、将来計画(開発計画等)、水環境、水質保全に関する状況

について、川口市及びそれを取り巻く現状と将来予測を次に掲げる項目で整理するものとする。なお、将来的予測については、関連する開発計画等における数値を使用する。

- ①処理形態別人口と排出量及び処理量
- ②生活排水処理施設及び体制
- ③生活排水処理フロー
- ④現在の生活排水処理率等の目標達成度
- ⑤課題の抽出
- ⑥その他

(2) 生活排水処理の現況に係る事項

既存データに基づき、本市における生活排水処理の整備状況について、実態を整理する。

①生活排水処理の現況

生活排水の処理体系、生活排水の排出の状況、生活排水処理率、生活排水処理に係る問題点について把握・整理する。

②し尿等収集処理の現況

収集区域の範囲、収集運搬の方法(収集対象、実施主体、収集運搬機材、収集区分、収集料金)、収集実績等について把握・整理する。

③公共下水道の整備現況

本市における下水道計画、整備状況について把握・整理する。

2 生活排水処理計画の基本方針等

関係法令、上位計画、他の関連計画等の内容との整合を図り、生活排水処理基本計画の基本方針、計画期間・目標年次等を設定する。なお、上位、下位に関わらず、先行している関連計画等との整合を考慮する。

(1) 基本方針

生活排水処理基本計画の基本方針を設定する。

(2) 他の計画との関連

関係法令、上位計画、本市の関連計画との関係について整理する。

(3) 計画期間・目標年次

計画期間・目標年次は、原則、計画策定時から10～15年後とし、5年程度の期間で中間目標年次を設定する。

3 生活排水の排出状況と将来予測

生活排水の排出状況を把握し、生活排水処理対象地域の人口、下水道整備計画等

を踏まえ、し尿・汚泥等の計画処理量について推計する。

(1) 計画処理区域内の人口予測

計画処理区域内の人口について、過去の動態及び今後の開発計画等に基づき、計画目標年次までの人口を予測する。

(2) 下水道整備計画の把握

本市の下水道計画、整備状況等について把握・整理する。なお、将来計画については、関係部局と十分な協議調整のうえ、取りまとめる。

(3) その他生活排水処理人口の予測

下水道以外の生活排水処理方法として、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽によるもの等がある。本市の生活排水処理施設に係る将来人口の設定にあたっては、過去の動態並びに関係部局の意向等を十分に勘案し、設定する。

(4) 自家処理人口の予測

自家処理人口の設定にあたっては、過去の動態並びに関係部局の意向等を十分に勘案し、設定する。

(5) 生活排水処理形態別の将来人口

既存データに基づき、計画期間・目標年次までの生活排水処理形態別の人口について、設定する。

(6) し尿・汚泥の処理計画

既存データに基づき、計画期間・目標年次までのし尿・汚泥の処理量を各年度別に推計する。

4 生活排水処理計画の策定

「生活排水処理基本計画策定方針（平成2年10月8日、衛環200号）」に基づき、計画期間・目標年次における生活排水の種類、処理形態別に処理量を設定する。なお、計画を実現のために、今後講ずるべき施策についても、生活排水の種類別に設定する。

(1) 生活排水（水洗便所し尿又は生活雑排水を処理する場合に限る）の処理計画
処理の目標、生活排水を処理する区域及び人口等について把握・整理する。

(2) し尿・汚泥（汲み取りし尿、浄化槽汚泥）の処理計画

排出抑制・再資源化計画、収集運搬計画、中間処理計画（資源化・有効利用等計画を含む）、最終処分計画等について把握・整理する。

(3) 事業を円滑に進めるための施策の検討

生活排水処理に係る法制度、計画、施設、体制、フロー等により実施する処理事業を円滑にするため、今後講ずるべき施策について、検討する。

第五章 災害廃棄物処理計画の改定

本市における災害発生時における廃棄物（被災に伴うものと被災に伴わないものとを分ける）等の処理に係る発災前の予防対策、発災後の応急対策（避難時及び復旧時）等の対応について、国・埼玉県最新の技術動向や近年の大規模災害の対応事例等を踏まえ、本市「地域防災計画」をはじめとした関連計画等との整合を図り、「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害発生時における廃棄物の円滑な処理を推進するため、基本計画として取りまとめを行う。

1 災害廃棄物処理計画策定に係る検討・整理

本計画に関連する国「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）、埼玉県「災害廃棄物処理指針」（平成29年3月）、本市「第5次総合計画」及び「地域防災計画」（令和6年4月）、「第7次一般廃棄物処理基本計画」、「災害廃棄物処理マニュアル（環境部災害時初動マニュアル）」（令和6年1月）について、内容を把握し、各計画等で掲げる項目を整理のうえ、災害廃棄物処理計画の改定を検討する。

(1) 基本方針

ごみ処理基本計画策定時に整理した地域の特性から、発災前、発災後等について、課題を整理する。

(2) 地域の特性を踏まえた課題の整理

地域防災計画をはじめとした関連計画を踏まえ、本市の災害種類別（地震災害及び風水害等）、被災程度別（全被災又は一部被災等）を整理し、災害に伴う廃棄物等の発生量を推計する。なお、発生量の推計は、地震災害の場合：建物撤去・解体に伴う廃棄物発生量、粗大ごみ発生量、避難時ごみ発生量、し尿収集対象発生量（仮設トイレ含む）とし、風水害の場合：建物撤去・解体に伴う廃棄物発生量、粗大ごみ発生量とする。

(3) 処理フロー及び処理方法の検討

本市の廃棄物処理施設の概要（処理形式、処理能力、稼働日数＜時間＞等）を踏まえ、対応能力量を推計する。また、対応能力量の推計は、地震災害の場合：建物撤去・解体に伴う廃棄物発生量、粗大ごみ発生量、避難時ごみ発生量、し尿収集対象発生量（仮設トイレ含む）とし、風水害の場合：建物撤去・解体に伴う廃棄物発生量、粗大ごみ発生量をはじめ、いずれの場合も発災後の日常ごみを含めた発生廃棄物の種類、各発生量、対応能力量を踏まえ、あらたな分別及び再生利用の方策を検討し、処理フローを検討・整理する。

(4) 組織体制・情報共有に係る検討

災害廃棄物を全庁で円滑・迅速に処理するための組織体制・情報共有（伝達系統等）、災害時の業務、役割等を検討・整理する。整理には、本市の「地域防災計

画」(令和6年4月)との整合を図る。また、情報共有には、収集する情報、連絡体制(収集・整理・伝達・報告・相談等)を検討・整理する。

(5) 協力・支援体制の検討

災害種別や規模、本市の廃棄物処理施設の概要等から、発災後の日常ごみの処理に支障が生じる場合は、国、埼玉県、近隣自治体、関連事業者や災害協定先等への協力・支援を要請するため、協力・支援体制や協定内容、連絡方法等を検討・整理する。また、受援体制についても、検討・整理する。

(6) 市民等への周知・広報に係る検討

災害種別や規模、本市の廃棄物処理施設の概要等から、発災後の市民等への周知・広報の内容・方法等について、検討・整理する。

(7) 災害等廃棄物処理事業費(国庫)補助金申請に係る事項の整理

災害廃棄物に関する国庫補助金交付制度の概要を整理し、申請事務等を効率かつ円滑にする事前準備及び初動対応等について、重要事項を整理する。

(8) 災害廃棄物処理実施計画に係る検討

(1)から(7)の事項を踏まえ、災害の都度、被害状況に則した実施計画フロー(組織体制、業務、役割、対応能力量、処理期間・方法・費用、国庫補助金申請に係る記録及び報告)を検討・整理する。

2 災害廃棄物処理計画改定案の策定

国「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月)、埼玉県「災害廃棄物処理指針」(平成29年3月)に基づき、国及び埼玉県の動向、廃棄物・防災関連法令等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害対策基本法)、本市「第5次総合計画」及び「地域防災計画」(令和6年4月)、「第7次一般廃棄物処理基本計画」、「災害廃棄物処理マニュアル(環境部災害時初動マニュアル)」(令和6年1月)その他関連計画等との整合を図った改定案を策定する。なお、計画の構成は、既存計画を基本とするが、協議のうえ決定する。